

I-5 けんりようご そあん
権利擁護 素案

ひょうだい きーび すりようしゃ けんりようごせいど
【表題】 サービス利用者の権利擁護制度

けつろん
【結論】

○ 総合福祉法における権利擁護は、サービスを利用する障害者のそれぞれの生活領域（居宅、グループホーム、入所施設などにおける生活、就労現場など）や場面（精神病院からの退院促進を含む地域移行）において、本人が孤立してかかえる苦情や差別的な取扱い、虐待その他の人権侵害から、総合福祉法の目的と理念にかかげる権利を擁護し、侵害された権利の救済を図ることによって、本人がエンパワメントしていく過程をいう。

○ 国は、上記の総合福祉法における権利擁護を実現するための体制整備を行うとともに、差別的取り扱いや虐待などの関係する法制度との柔軟で効果的な連携協力が必要である。

せつめい
【説明】

現在、権利擁護と相談支援に関しては、支援を提供する主体や支援の内容において、必ずしも、それらの違いや相互関係又は役割分担など深まった議論がなされているとは言い難い面もある。

しかしながら、相談支援の内容の一部として、もしくは別個の問題として「権利擁護」が独自の分野として、その必要性が強く語られてきたこともまた明白である。

そこで、本骨格提言においても、障害者総合福祉法における権利擁護の意義を盛り込み、かつまた、他の法律における権利擁護との関係等について、触れることにしたものである。

ひょうだい だいさんしゃ ほうもん けんりようごせいど
【表題】 第三者の訪問による権利擁護制度

けつろん
【結論】

○ 国は、入院・入所者、グループホーム等の居宅者などの求めに応じ、

とうじしゃ ふく けんりようごさ ぼーた とう だいさんしゃ ほうもんめんかい おこな けんり
当事者を含む権利擁護サポーター等の第三者が訪問面会を行う権利
ようご たいせいせいび おこな ひつよう
擁護のための体制整備を行うことが必要である。

※「入院中の精神障害者の権利擁護」については、Ⅲを参照。

※「障害児の施設入所と権利擁護」については、Ⅲを参照。

【説明】

にゅういん にゅうしよしゃ ぐるーぶほーむとう きょたくしゃ けんりようごせいど そうせつ
入院・入所者、グループホーム等の居宅者への権利擁護制度の創設は、
ちいきいこう ぶろぐらむ にゅういん ちいきいこう ぶろぐらむ
地域移行のプログラムにとっても重要である。地域移行プログラムは、
しょうがいしゃ いし けつてい かくにん じつげん
障害者の意思とその決定を確認し、それを実現するためのものであり、
にゅうしよしゃ にゅういんしゃ ぐるーぶほーむとう きょたくしゃ じ せん きほん
入所者・入院者、グループホーム等の居宅者が自ら選ぶことを基本とし
たものである。従って、入院・入所者、グループホーム等の居宅者への
ほうもんかつどう ちゅうしん けんりようごせいど どうじ せいび
訪問活動を中心とする権利擁護制度が同時に整備されるべきである。

ちいきいこう ていちゃく かにい ほんにん いし むし しえんがわ ぶらん お
地域移行と定着の過程で、本人の意思を無視したり、支援側のプランを押
し付けたりしないよう、入院・入所者、グループホーム等の居宅者に対し
ては権利擁護サポーターなどが配置されるのも有効で、そのサポーターを
とうじしゃ にな え ばあい けんりようごさ ぼーた どりつせい
当事者が担うこともあり得る。この場合、権利擁護サポーターの独立性が
じゅうよう
重要となる。

とどうふけん せいれいしていとしたんい ざいたく せいかつ しゅうろう
都道府県ないし政令指定都市単位で、在宅での生活または就労している
しょうがいしゃ にゅういん にゅうしよしゃ ぐるーぶほーむとう きょたくしゃ たい こべつ けんり
障害者、入院・入所者、グループホーム等居宅者に対して個別に権利
ようご しえん けんりようごさ ぼーた いち どりつ けんりようごきかん
擁護の支援を行う、権利擁護サポーターを位置づけた独立の権利擁護機関や
おんぶずぱ そんせいど そうせつ とどうふけん せいれいしていとしたんい もとむ
オンブズパーソン制度の創設などが都道府県ないし政令指定都市単位で求め
られる。

なお、このオンブズパーソン制度とは、もともすうえーでん はじめ
ぎょうせい たい くじょうしより かんさつ ぎょう だいさんしゃきかんせいど
行政に対する苦情処理と監察を行う第三者機関制度のことであり、
ふくしりょういき しせつ けんりしんがいなど たい どりつ ちょうさ かいぜん もと
福祉領域でも施設での権利侵害等に対する独自の調査と改善を求める
きかん きのう
機関として機能している。

【表題】権利擁護と虐待防止

【結論】

○総合福祉法においては、サービスを提供する事業者の責務として、虐待

じんけんしんがい めいき
や人権侵害をしてはならないことを明記するべきである。

○虐待が発生した場合には、サービスを提供する事業者やその関係者などは早期の発見と通報を行い、都道府県の権利擁護センターや市町村の虐待防止センターなどと連携協力しなければならない。また、虐待を未然に防ぐための恒常的な「オンブズパーソン制度」の活用が必要である。

※オンブズパーソン制度と虐待防止法については、Ⅲを参照。

【説明】

げんこう しょうがいしゃじりつしえんほう しちょうそん せきむ しょうがいしゃとう たい
現行の障害者自立支援法の「市町村の責務」では、障害者等に対する虐待の防止と早期発見、そのための関係機関と連絡調整を行うことなどが明記されている。総合福祉法においては、市町村と都道府県の責務として、虐待の防止と早期発見、権利擁護のための必要な援助を行う効果的な仕組みをつくることをより明確にする必要がある。

【表題】サービスに関する苦情解決のためのサポート

【結論】

○総合福祉法で提供されるサービスに関して苦情を解決するためには、
①寄り添い型の相談支援、②サポート機関、の二つが必要である。
○寄り添い型の相談支援とは、苦情という形で問題化する以前の段階での相談であり、障害当事者とその関係者からの話を丁寧に聞きとる事前相談を基本とする支援をいう。相談支援機関には、とくに本人の意向に沿った支援をする役割が求められる。
○サポート機関については、サービスに対する苦情をかかえた本人の側から立って、権利擁護の観点から苦情解決に向けて対応する相談機関も含むサポート機関が必要である。

※苦情解決機関（社会福祉法）については、Ⅲを参照。

【説明】

ちいきせいかつ しげんせいび じゅうてんてき きばんせいび せん せんたくし
地域生活の資源整備や重点的な基盤整備があり、選べるだけの選択肢が地域に存在し、その上で苦情解決や第三者評価の仕組み作りが重要

になる。基盤整備（量的な確保）が進まない中での質の確保はあり得ない。
 また苦情という形で問題化する以前の段階での、障害当事者とその
 関係者からの話をじっくり聞く、事前相談や
 よりそがた そうだんしえん しくみ ひつよう
 寄り添い型の相談支援の仕組みが必要である。
 じょうき まん うえ かいぜん じっさい おこし
 上記を満たした上で、それでも改善されない、あるいは実際に起こっ
 てしまった苦情については、実態として権利を保障するための苦情解決
 に向けた相談を含むサポート機関が必要である。このサポート機関におい
 ては、ざいたくせいかつ じしん いこう でん えんぱわめんと
 在宅生活において自身の意向を伝えにくい（エンパワメントされてい
 ない）しょうがいしゃ せき だいさんしゃ ほんにん いこう とり しえん しくみ
 障害者に関しては、第三者が本人の意向をくみ取る支援の仕組み
 ひつよう
 が必要である。

ひょうだい もにたりんぐきかん
【表題】モニタリング機関

もにたりんぐきかん さんしょう
 ※モニタリング機関については、Ⅲを参照。

ひょうだい けんりようご さべつきんし ふきゅうけいはつ
【表題】権利擁護と差別禁止の普及啓発

けんりようご さべつきんし ふきゅうけいはつ さんしょう
 ※権利擁護と差別禁止の普及啓発については、Ⅲを参照。